

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

①地震

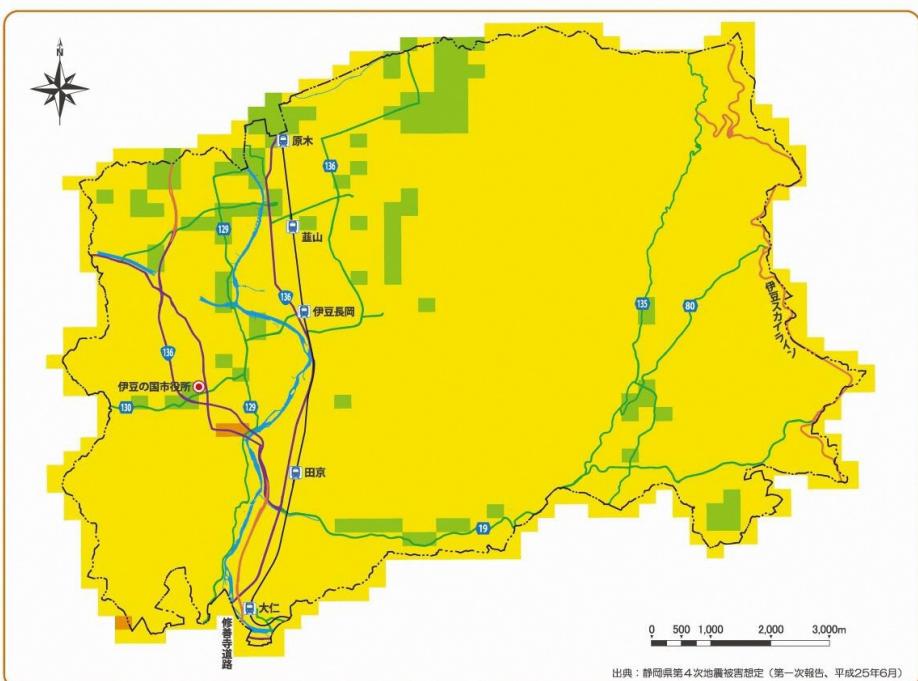
静岡県第4次地震被害想定では、南海トラフ巨大地震（東側ケース）の場合、伊豆の国市内の震度は、震度6強から震度5強と想定されている。

震度分布図

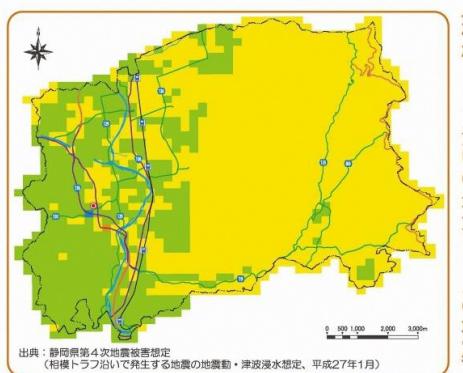
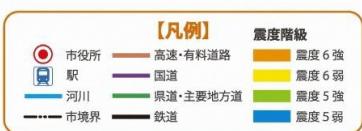
「震度分布図」とは、駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで地震が発生した場合に、地域の地盤の状況を考えて、地表の揺れやすさを震度として評価し、一辺が約250mの四角形の区域を基本単位として表現したものです。

なお、震源の位置や地震の規模が異なれば、地域の地表の揺れはマップに示した震度よりも強くなったり弱くなったりすることがあります。

駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震（南海トラフ巨大地震 東側ケース）



出典：静岡県第4次地震被害想定（第一次報告、平成25年6月）



伊豆の国市防災マップ（令和3年2月発行）から抜粋

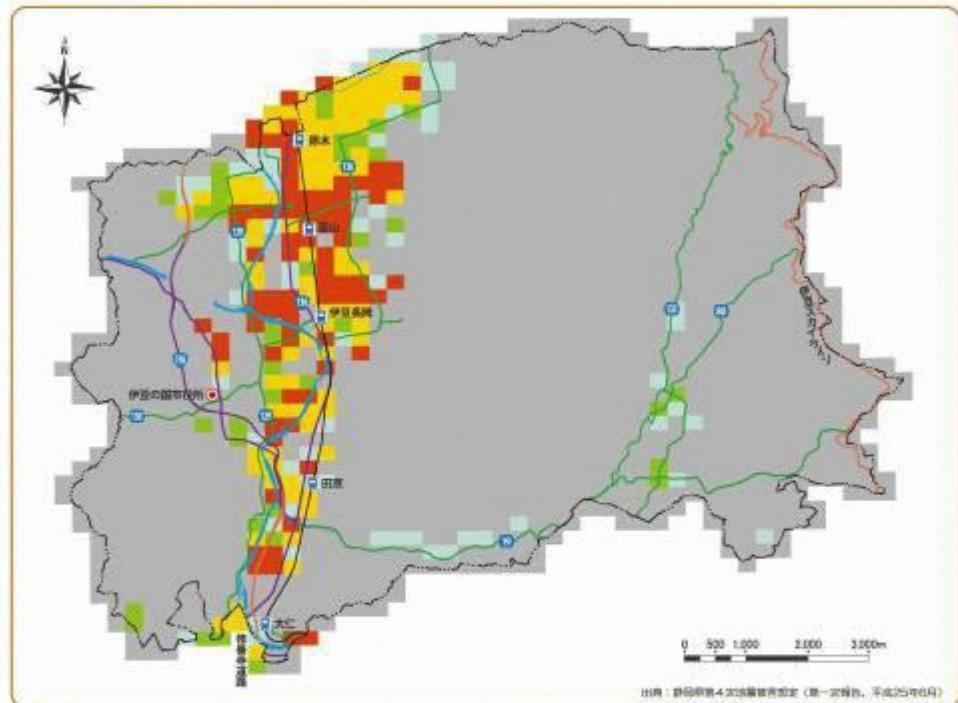
伊豆の国市内では、津波被害は想定されていないが、平野部を中心に液状化現象の発生が想定されている。

■ 液状化可能性分布図

「液状化可能性分布図」とは、6ページの「震度分布図」で示した震度となった場合に、水を十分に含んだ緩い砂地盤が強い地震で激しく揺すられたときに起こる地盤の液状化の可能性を表現したものでです。

なお、このマップに表示した液状化可能性は、得られた地盤情報による予測値であり、震源の位置や地震の規模が異なれば液状化現象の発生場所や規模は変動することがあります。

駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震（南海トラフ巨大地震 東側ケース）



出典：静岡県第4次地震防災計画（第一次検討、平成25年2月）

【凡例】

| 市役所 | 駅 | 河川 | 市境 | 高速・有料道路 | 国道 | 県道・主要地方道 | 鉄道 | 対象外 |
|-----|---|----|----|---------|----|----------|----|-----|
| ● | ○ | — | — | — | — | — | — | ■ |

液状化可能性ランク

ランクが大きいほど、次のような液状化現象が発生する危険性が高くなります。

建物の沈下・傾斜

地盤が液体状になると、その上面の上にある建物は立たなくなってしまって、床下や柱脚が生じことがあります。

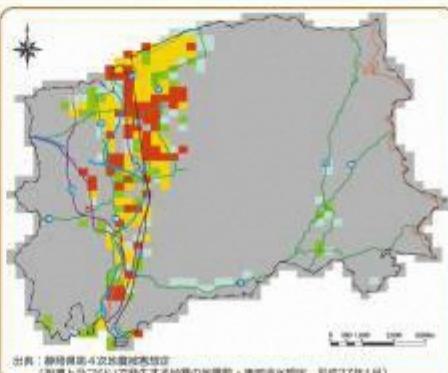


地中構造物の浮き上がり

地下ケーブル・配管管・マンホールなどの最も深い部分の地盤が浮き上がることになります。



■ 参考 相模トラフ沿いで発生する地震

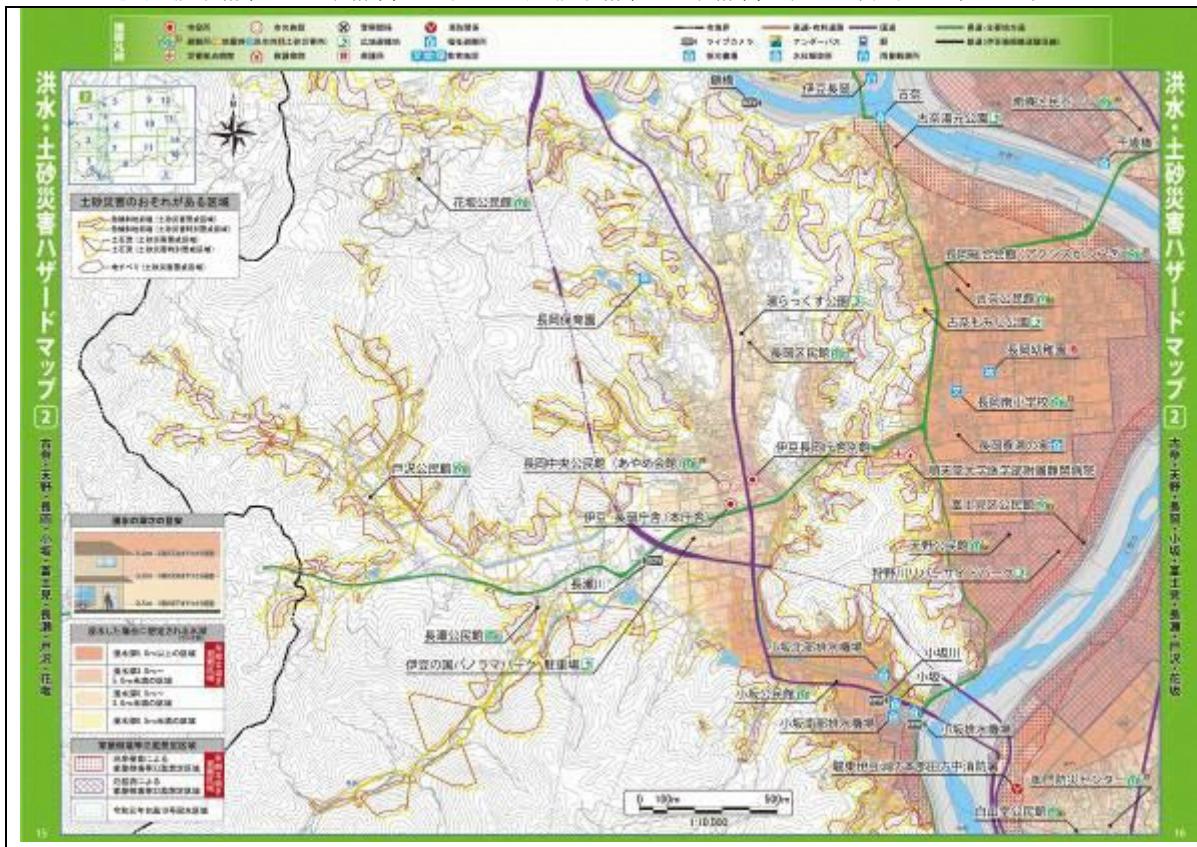


出典：静岡県第4次地震防災計画
(相模トラフ沿いで発生する地震の参考地図。東側震央型、平成27年1月)

②洪水・土砂災害、浸水被害

狩野川で想定最大規模の降雨（1,000年に1回程度）による洪水浸水想定によると、狩野川沿いを中心に、浸水深5m以上（2階の天井以上）となる地域が多く想定されている。

土砂災害危険箇所は、土砂災害（特別）警戒区域が455箇所、急傾斜地危険箇所が132箇所、土石流危険箇所が45箇所、地すべり危険箇所が2箇所、指定（令和2年3月）されている。



伊豆の国市防災マップ（令和3年2月発行）から長岡地区を抜粋

* 詳細は、伊豆の国市防災マップを参照 伊豆の国市公式ホームページ「伊豆の国市防災マップ」
<https://www.city.izunokuni.shizuoka.jp/kiki/kurashi/shobo/bosai/hazardmap/hazard.html>

【被災備忘】

市内の狩野川に流れ込む支川では、これまでにも数々の水害に見舞われてきた。直近では、令和元年10月13・14日の台風19号に於いて大雨、洪水、土砂災害等、広い範囲で多大な被害を及ぼした。この台風により、伊豆の国市は国の災害救助法に基づく激甚災害の指定を受けた。

③感染症

新型インフルエンザについては、国、県の想定を基に、伊豆の国市にあてはめると次のとおり推計されている。しかし、被害想定については、多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えず、必要に応じて見直しを行うこととされている。

未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは、新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、新型インフルエンザ等対策特別措置法の対象とされている。

なお、新型インフルエンザ等対策特別措置法第15条第1項の規定に基づき、令和2年1月30

日に、新型コロナウイルス感染症対策本部が内閣官房に設置され、令和3年10月現在、新型コロナウイルス感染症対策が総合的かつ強力に推進されている。

【新型インフルエンザ患者数の推計】

| | 全国 | | 静岡県 | | 伊豆の国市 | |
|--------------|-------------------|---------|-----------------|--------|-----------|-------|
| | 中等度 | 重度 | 中等度 | 重度 | 中等度 | 重度 |
| 医療機関受診患者数 | 約1,300万人～約2,500万人 | | 約38万2千人～約73万5千人 | | 約5千人～約9千人 | |
| 入院患者数 | 約53万人 | 約200万人 | 約1万6千人 | 約5万9千人 | 約200人 | 約700人 |
| 死者数 | 約17万人 | 約64万人 | 約5千人 | 約1万9千人 | 約70人 | 約250人 |
| 1日当たり最大入院患者数 | 約10万1千人 | 約39万9千人 | 約3千人 | 約1万2千人 | 約40人 | 約160人 |

伊豆の国市新型インフルエンザ等対策行動計画（平成26年10月策定）から抜粋

（2）商工業者の状況（経済センサス：平成28年度）

- ・商工業者等数 2,299事業所
- ・小規模事業者数 2,002事業所

【内訳】

| | 商工業者等数 | 全体割合 | 小規模事業者数 | 事業所の立地状況等 |
|------------|--------|-------|---------|---|
| 製造業 | 216 | 9.4% | 181 | 市内に点在している。 |
| 建設業 | 277 | 12.0% | 268 | 市内に点在している。 |
| 卸・小売業 | 487 | 21.2% | 467 | 市内に点在している。大型店付近の集積と国道136等ロードサイド店舗がある。 |
| 宿泊業、飲食サービス | 390 | 17.0% | 351 | 市内に点在している。伊豆長岡温泉、大仁温泉の宿泊施設と飲食関連がある。国道136等ロードサイドの飲食店がある。 |
| サービス業 | 635 | 27.6% | 556 | 市内に点在している。大型店付近の集積、国道136等ロードサイドの店舗がある。 |
| その他 | 294 | 12.8% | 179 | 市内に点在している。 |
| 合計 | 2,299 | 100% | 2,002 | 小規模率87.0% |

（3）これまでの取組

1) 伊豆の国市の取組

①防災計画関係

- ・伊豆の国市地域防災計画、伊豆の国市地震対策アクションプログラム、社会資本整備総合計画、医療救護計画、伊豆の国市耐震改修促進計画、伊豆の国市国土強靭化地域計画の策定
- ・伊豆の国市防災会議による防災計画の推進

②災害時協力協定・相互応援協定の締結

- ・令和3年12月現在、64種の協定を締結

③防災資機材、施設関係

- ・防災無線、メール配信等による情報伝達体制を構築
- ・防災用資機材の設置及び分散備蓄
- ・広域避難地、広域避難所、地区避難所、福祉避難所、救護所の指定

④土砂災害防止対策

- ・土砂災害危険箇所の整備等

| |
|---|
| <p>⑤防災訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合防災訓練、地域防災訓練、土砂災害に対する避難訓練等の実施 <p>⑥防災意識の啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の活性化と住民の防災意識啓発を目的とした出前講座の開催 ・地域防災連絡会の開催 ・伊豆の国市防災マップの作成、配布 <p>⑦自主防災組織関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災活動説明会の開催 ・防災指導員制度の導入と地域防災リーダーの育成 ・防災資機材整備に対する助成 <p>⑧感染症対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伊豆の国市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定 <p>⑨その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅等建築物耐震化推進事業 ・家庭内家具固定推進事業 ・ブロック塀等撤去改善事業 ・国民保護法関係事業 ・水防関係事業 他 |
| <p>2) 伊豆の国市商工会の取組</p> <p>①事業者 B C P に関する国の施策の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・B C P の策定や見直しをする際、専門家派遣制度や防災、融資制度等、国や県の支援施策について巡回・窓口相談等により周知している。 <p>②事業者 B C P 策定セミナー・個別相談の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・B C P 策定支援の専門家を講師に招き、必要に応じて、B C P の必要性や基礎知識を含めた個別相談を実施している。 <p>③損害保険への加入促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商工会が取り扱っているリスク軽減の為の各種保険(貯蓄共済・福祉共済・ビジネス総合保険等)への加入促進に取り組んでいる。 <p>④伊豆の国市商工会危機管理マニュアル(伊豆の国市商工会事業継続計画)の作成(平成25年)と更新。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国連のガイドラインに基づき、大規模災害発生の場合の会員事業の早期復旧を支援し、行政等と連携して地域経済の速やかな回復及び事務局機能維持を図るべく計画を策定している。 ・静岡県が実施している「BCP指導者養成講座」に継続参加。平成24年1名、令和元年1名。 <p>⑤防災備蓄品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1本所、2支所の合計3ヶ所で備蓄 ・原動機付バイク3台(各支所1台づつ)災害発生時の確認、連絡も含め使用 <p>⑥感染症の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の毎日の検温、来客の検温、連絡先記載、手消毒、換気など、静岡県や伊豆の国市の感染対策のガイドラインを準用している。 ・緊急窓口を設置、各種給付金、補助金の説明や金融支援等。また、国や県の対策方針の説明を行い、業種ごとのガイドラインの周知強化を図った。 |

II 課題

伊豆の国市及び伊豆の国市商工会における、小規模事業者の防災・減災対策への支援における課題は次のとおりである。

- ①事業者 B C P の策定が進んでいない。

- ・地区内事業所で既にBCPを策定している事業所は、どの業種・業態に於いても、ごく一部に限られている。規模別では、小規模事業者はほとんど策定していない現状にある。事業所BCPの策定に関する市全体の取組状況は、積極的策定と未実施に2極化しており、まだ普及・啓発段階が強い。
 - ・地域に於いて、市や商工団体、金融機関などの連携による取組強化への必要性が高まっている。
- ②職員のBCP策定に関する支援スキル習得に個人差がある。
- ・職員の事業所BCP策定に関する支援のスキル習得に個人差等があり、専門知識やノウハウを持つ専門家や保険会社等との連携が必要である。
- ③緊急時における、市と商工会との連携体制や被害情報報告ルートが整っていない。
- ・現状ではそれぞれの業務継続計画に従って事前対策や応急対策を行うことになっているが、市と商工会両者の具体的な協力体制や被害情報報告などのマニュアルが整備されていない。加えて平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。
- ④商工会自身のBCPは策定してあるが、PDCAのマネージメントが不徹底。
- ・商工会のBCPは策定してあるが実地訓練不足などBCM化していない。
- ⑤感染症リスクに対応した、社内ルールや備蓄品等の不備
- ・感染対策として、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の必要性を周知することなどが必要である。

III 目標

伊豆の国市地域防災計画に基づき、大規模自然災害等に備えた事前防災や、事後のいち早い復旧等の対策を推進するため、市と商工会が一つになって、下記の目標を掲げ取り組む。

- ①地区内小規模事業者等へのBCP計画や事業継続力強化計画の策定支援等の強化
 - ・災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、専門家や損害保険会社等との連携による個別支援体制を構築し、小規模事業者等のBCP計画や事業継続力強化計画の策定支援等を強化する。
 - ・各種共済、保険制度への加入推進　目標件数：10件
巡回や窓口指導時、全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や保険会社と連携した保険相談会等を実施する。
- ②経営指導員等のBCP計画や事業継続力強化計画の策定支援等に関するスキル向上
 - ・研修会等に積極的に参加し、スキルアップを図るとともに、職員間で連絡会・勉強会等で情報を共有する。
- ③速やかな応急・復興支援策を行う為の連携体制・被害情報報告ルートの確立
 - ・災害発生時における連絡を円滑に行う為、市、商工会との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ④発生時に機動的な対応ができるための体制の確立BCM化
 - ・発生後速やかな応急対策や復興支援が行えるよう、組織内における体制、市や関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ⑤感染リスクに対応した相談体制の確立
 - ・域内において感染症の感染者が確認されたとき、速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

| 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間 |
|--|
| (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日 |
| (2) 事業継続力強化支援事業の内容 伊豆の国市商工会と伊豆の国市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。 |
| <1. 事前の対策> |
| 伊豆の国市の地域防災計画及び国土強靱化地域計画に基づき、本計画との整合性を整理し自然災害発生時や感染症発生時に混乱なく、速やかな応急対策等に取り組めるようにする。 商工会では、多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。 |
| 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知 |
| 地域内小規模事業者等に対するB C P計画や事業継続力強化計画の必要性について普及・啓発すること、B C P計画や事業継続力強化計画の策定に向けた指導や助言を行うことを目的として、保険会社等と連携し、商工会の年度事業計画に次の事業ごとに目標数を定め、それぞれの目標達成に向けた取り組みを行う。 |
| ①広報等による啓発活動 伊豆の国市のハザードマップを商工会内（本所、伊豆長岡支所、大仁支所）に掲示するほか、会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の説明やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者B C Pに積極的に取り組む事業者の紹介等を行う。 |
| ②ハザードマップ等によるリスクの周知 経営指導員等が巡回にて地域内小規模事業者等を訪問し、ハザードマップや総合防災アプリ「静岡県防災」等を用いながら、それぞれの事業所の立地場所における自然災害等のリスク、避難所、緊急医療機関等の連絡先等について確認することによって、防災への意識を高める。 また、国・県・関係機関が運営するポータルサイト等を商工会のホームページにリンクさせるほか、事業所に対してQRコード等を周知し、スマートフォン等での閲覧・情報利用の普及に努める。 |
| ③感染症 新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。 新型ウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者へ周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。 |
| ④リスクチェックシート（全国商工会連合会作成の円グラフ）による簡易診断の実施とリスク軽減の為の提案の実施 事業所B C Pを検討する際、自然災害に伴うリスクは、建物等の損害のみならず、休業に伴う所得の損失、事業主・従業員等のけが、連鎖倒産、復旧資金の備えなど多岐にわたるため、これらのリスクへの対策をあらゆる角度から検証することが求められる。そこでリスク管理状況を確認できる全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や保険会社と連携した保険相談会等を実施する。 |

また、上記のリスクチェックシートを用いた簡易診断を実施するとともに、リスクを軽減するための取組や対策を説明・提案し、BCP策定セミナーの開催に合わせて個別相談会（保険相談等）を実施する。

併せて、大規模な地震が発生する恐れがあるときに発表される「南海トラフ地震臨時情報」について、その内容を説明し、情報発表時の防災対応をあらかじめ計画等に定めるよう求める。

■商工会が取り扱っているリスク軽減の為の各種共済・保険等

○商工会が取り扱っている各種共済・保険制度名

- 1. 火災共済・火災保険、2. 業務災害保険、3. ビジネス総合保険、4. 経営者休業補償、
5. 福祉共済、6. 賢蓄共済、7. 経営セーフティ共済、8. 小規模企業共済、
9. 中小企業退職金共済、10. 自動車共済・保険、その他

○リスク表—リスクチェックシート（全国商工会連合会作成の円グラフに基づき作成）

| リスク | 制度 | 特徴 |
|----------|---|---|
| 財産のリスク | 1. 火災共済・火災保険 | ○火災・自然災害、地震・噴火等による建物・什器の損害補償 |
| 休業のリスク | 4. 経営者休業補償制度 | ○事業主・従業員の休業所得補償 |
| 経営のリスク | 7. 経営セーフティ共済 5. 福祉共済・6. 賢蓄共済 8. 小規模企業共済 9. 中小企業退職金共済 | ○取引先倒産に伴う債権回収困難になった場合の備え ○事業主、家族、従業員のけが、病気、がん等への備え ○廃業、退職後の生活資金積み立て ○従業員の退職金積立 |
| 自動車のリスク | 10. 自動車共済・保険 | ○自動車運行に伴う事故の賠償補償 |
| 賠償責任のリスク | 3. ビジネス総合保険 | ○製造者責任（旧PL）情報漏えい等に関する賠償補償 |
| 労災事故のリスク | 2. 業務災害保険 | ○業務災害、ハラスメント等の管理者賠償責任補償 |

⑤事業者BCP策定に関する支援

小規模事業者等に対し、事業所BCP（簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効率的な訓練等についての助言を行う。

策定支援にあたっては、特にハザードマップで災害が想定されているエリアを中心に、次のような普及啓発セミナー等を行う。

○BCP策定支援研修（職員）

職員を対象として、リスクマネジメントの基礎、地域内の災害リスク、小規模事業者向けのBCP計画や事業継続力強化計画の策定などのスキルを習得する研修等を行う。

1. 静岡県が実施している「BCP指導者養成講座」に参加し、BCP策定について相談や指導ができる人材の養成を行う。

本会よりの受講者実績 平成24年1名 経営指導員 西家満
令和元年1名 経営指導員 松下泰孝
令和4年1名予定

2. 損害保険会社(あいおいニッセイ同和損害保険株式会社・東京海上日動火災保険株式会社)

と連携して最新のスキル習得に努める。

3. 静岡県BCPコンサルティング協同組合等の助言を頂きスキルアップ習得に努める。

○ BCP策定支援研修（小規模事業者）

専門家講師によるBCP策定セミナーを実施する。

○個別支援（小規模事業者）

セミナー参加者に対するセミナー終了後のBCP策定のアドバイス補足支援やセミナー参加者以外でもBCP策定支援を進めている事業者に対する支援を個別に行うとともに、リスク診断の結果を踏まえたリスクを軽減するための対策を提案する。

また、専門家派遣制度等を利用し、静岡県BCPモデルプランを活用した計画策定を目指す。

2) 伊豆の国市商工会自身の事業継続計画の策定

平成25年7月10日『伊豆の国市商工会危機管理マニュアル』（商工会事業継続計画）を策定、県連へ提出。平成27年4月に更新を行った。直近では令和3年10月に更新を行った。今後は3年サイクルで計画更新を行う。（別添）

3) 関係団体等との連携

職員向け研修会をはじめ、BCP策定セミナーや個別支援について、連携する損害保険会社等に専門家の派遣などを依頼し協力を求める。

- ・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 沼津支店
BCP策定セミナーの開催（集団）、BCP関連の損害保険の周知。
- ・東京海上日動火災保険株式会社 静岡支店
災害リスクの周知および対策としての損害保険の周知、BCP策定、事業継続力強化計画認定支援（セミナー参加事業所等）。
- ・静岡県BCPコンサルティング協同組合など。
BCP策定支援（個別）、公的支援施策の周知。

感染症に関しては、終息時期が予想しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険、傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介も実施する。

関係機関へ普及啓発ポスターの掲示やセミナー等の共催や宣伝を依頼する。

4) BCP策定のフォローアップ

地区内小規模事業者等のBCP策定の取り組み状況の把握に努め、毎年度、策定の有無、内容等について事業承継と同様に『データベース化』を目指し、計画更新が行われているかフォローアップをしていく。

5) BCM化に向けた体制の確立

市と商工会の両者で会議を定期的に開催し、状況確認や改善点等について協議し、PDCAサイクルを継続させる。

6) 感染症リスクに対応した相談体制の確立

域内において感染症の感染者が確認された場合は、当会の本所支所の館内の感染予防対策を行った上での来客者対応、オンライン会議システム等を活用した相談窓口体制など感染症リスクに機動的に対応できる体制の確立を図ると共に、行政や県連などの関係機関と情報共有などの連携体制を平時から構築する。

7) 当該計画に係る訓練の実施

自然災害（震度6強の地震、水害等）が発生したと想定し、伊豆の国市との連携ルートの確認

等を行う。(訓練は必要に応じて実施)

<2. 発災後の対応>

災害発生時には、人命救助を第一としてその上で次の手順で地区内の被害状況を把握し、応急対応方針の策定をはじめ、関係機関への連絡等の対策を進めることとする。

1) 応急対策の実施可否の確認

①職員の安否確認と大まかな商工会被害状況・参集可能人数等の確認

市、商工会のそれぞれのB C Pに従い安否確認を行う。

安否確認の際、(1) 本人、家族の被災状況、(2) 近隣の家屋や道路に関する大まかな被害状況 (3) 出勤できる状態かどうかについても、できるだけ情報を集めることとする。

| 団体名 | 安否確認の対象と目標時間 |
|----------|--|
| 伊豆の国市商工会 | ○職員：発生後1時間以内に緊急連絡網（携帯電話、災害用伝言ダイヤル171、商工会災害システム、SNS等）にて確認 ○正副会長：3時間以内に緊急連絡網（携帯電話等）にて確認 ○役員：1日以内に電話等にて確認 ○会員：2日以内に役員を通じて、地区ごとに会員安否を確認 |

②安否確認等の結果の共有と関係機関等への連絡

発生後2時間以内には、市・商工会で安否確認結果や大まかな被害状況等を共有することとし、連絡窓口については、次の通り、連絡方法については、事務所の固定電話、又は、個人の携帯電話とする。また、県への報告は、市から商工会分も含めて行う。

また、商工会は県連合会へも別途報告する。

| 団体名 | 安否確認結果の連絡窓口 | | 報告先 |
|----------|--------------|--------|--------|
| | 第1順位 | 第2順位 | |
| 伊豆の国市商工会 | 事務局長（事務局代表者） | 経営支援係長 | 市農業商工課 |

③国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。

感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、市感染対策本部設置の指示等に基づき、感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

安否確認結果や大まかな被害状況等の把握・共有をした時点において、その被害規模に応じて市と商工会が実施する応急対策の方針を決定する。

方針決定は、市と商工会の両者で協議することとし、想定する応急対策の内容は、概ね、次のとおりとする。

○（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に外出する。職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

○感染症流行や新型インフルエンザ等対策措置法32条に基づく政府による「緊急事態宣言」が発令された場合、市感染対策本部の指示等に基づいて当会の感染対策を行う。

必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施

する。

○被害規模の目安と想定する応急対策の内容（判断基準）

| 被害規模 | 被害状況 | 想定する応急対策の内容 |
|-----------|---|--|
| 大規模な被害がある | ○地区内の 10% 程度【伊豆の国市では 200 件】の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 ○地区内の 1% 程度【伊豆の国市では 20 件】の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ○被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 | 1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 2) 被害調査・経営課題の把握業務 3) 復興支援策を活用するための支援業務 |
| 被害がある | ○地区内の 1% 程度【伊豆の国市では 20 件】の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 ○地区内の 0.1% 程度【伊豆の国市では 2 件】の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 | 1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 2) 被害調査・経営課題の把握業務 |
| ほぼ被害はない | ○目立った被害の情報がない。 | 特に行わない |

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

【被災備忘】令和元年 10 月 13. 14 日台風 19 号の被害／県危機管理部資料より
伊豆の国市 約 21,000 世帯 床上浸水 299 件、床下浸水 297 件 合計 596 件
会員事業所の被害報告 床上浸水等 40 件
静岡県激甚災害指定を受ける。

○被害情報等の共有間隔

本計画により、市と商工会は以下の間隔で被害状況等を共有する。

| 期 間 | 情報共有する間隔・予定 |
|---------|-----------------------------------|
| 発災後～1週間 | 1日に 4 回 (9 時、11 時、14 時、16 時) 共有する |
| 1週間～2週間 | 1日に 2 回 (9 時、14 時) 共有する |
| 2週間～1ヶ月 | 1日に 1 回 (9 時) 共有する |
| 1ヶ月以降 | 2日に 1 回共有する |

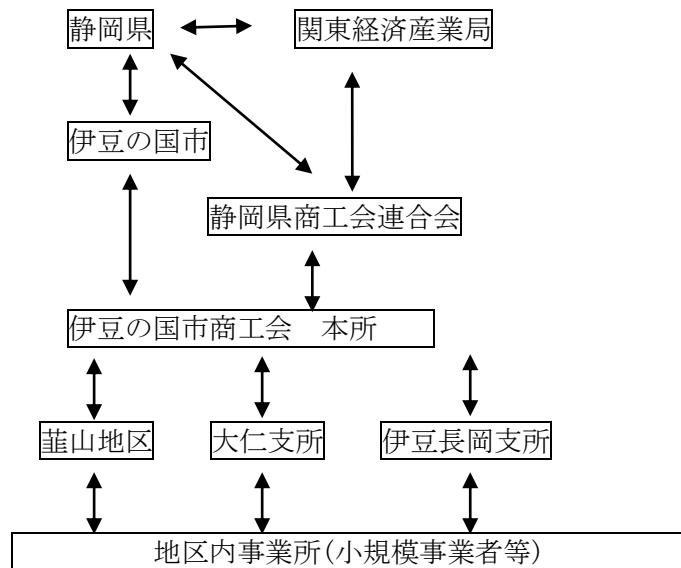
<3. 災害発生時における指示命令系統・連絡体制>

災害発生時に地区内事業所の被害状況の報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。また、二次被害を防止するため被災地域で活動することについては市の指示に従う。市と商工会は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておき、市と商工会が共有した情報を、県が指定する方法により、市から県へ速やかに報告するものとする。また、商工会は県連合会へも別途報告する。

○感染症流行の場合、国や県からの情報や方針に基づき、市と商工会が共有した情報を県の指定する方法にて市から県へ報告する。また、商工会は県連合会へも別途報告する。

1) 指揮命令系統・連絡体制図

自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。体制図は次のとおりである。



2) 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行う事の決定

二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについては、伊豆の国市災害対策本部の指示に従いながら、活動方針を決定し、活動を行う。

※伊豆の国市災害対策本部が警戒区域（立入禁止区域）を設定する場合がある。

3) 被害の確認方法・被害額の算定方法

①被害の確認方法

職員が各役員や各地区の青年部員と連携して情報収集活動を展開、管内事業者等の被害状況の詳細を確認する。

②被害調査シートの統一

被害を迅速かつ的確に把握するため、被害調査シート、集計・報告シートを別途定め、用いるものとする。

○ 被害状況報告の内容

| 項目 | 内容 |
|----------|---|
| 企業名・事業所名 | 被害を受けた企業・事業所の名称 |
| 所在地 | 被害を受けた企業・事業所の所在地 |
| 業種 | 製造業、建設業、小売業、卸売業、サービス業、その他 |
| 被害状況 | <ul style="list-style-type: none">建物の状況（全壊、半壊等）浸水の状況（床上、床下）機械設備の状況製品等の状況 |
| 被害額（千円） | |
| 内訳 | 建物、機械設備、製品その他 |

③被害額の算定の対象

市防災地域計画に基づき、商工会が主として把握する被害のうち、被害額を把握するものは、「非住家の被害」「商工被害」の2つとする。

○非住家被害

事業用の建物をいう。具体的には、店舗、工場、事務所、作業場、倉庫などの被害であり、建物と一体となった建物付属設備も対象とする。これらの建物に人が居住している店舗兼用住宅のような場合は、当該部分は「住家被害」として除外処理する。また、「非住家被害」の対象としては、被害の程度にかかわらず、床下浸水から全壊に至るまでを区分毎に把握するものとするが、市災害対策本部への被害報告に限っては、定めにより、全壊または半壊の場合のみとする。

○商工被害

建物以外の事業に関する被害をいう。具体的には、棚卸資産（商品、製品、仕掛品、原材料）、有形償却資産（構築物、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置）の被害とする。

④被害額の算定基準

被害額の算定は、中小企業庁の『中小企業B C P運用指針第2版』に基づき、事業の復旧に必要な資産の復旧に要する費用（直接被害）を見積もることとし、具体的には次のとおりとする。

■算定すべき被害額と算定基準（直接被害）

| 分類 | 被害区分 | 被害程度の目安 | 被害額の算定基準 |
|--------|-------------------------------------|-------------------------------|---|
| 非住家の被害 | 全 壊 | 基本的機能を喪失したものの、延べ床面積の70%以上の損壊等 | 事業の復旧に必要な撤去費（解体・運搬・処分費）と再調達価格を求める |
| | 半 壊 | 基本的機能の一部を喪失したもの。補修が可能なもの | 事業の復旧に必要な修繕費を求める。 事業の復旧に直接関係しない経費は除く |
| | 一部破損 | 全壊・半壊に至らない破損 窓ガラス破損程度は除く | |
| | 床上浸水 | 土砂等の堆積等で一時的に使用不可の浸水 | |
| | 床下浸水 | 床上に至らない程度に浸水したもの | |
| 商工被害 | 商品・製品 仕掛品 原材 料 | 喪失したもの、廃棄せざるを得ないもの | 仕入原価・製造原価を求める |
| | 構築物 車両運搬具 工 具 器具備品 機械装置 | 修繕又は、再調達せざるを得ないもの | 事業の復旧に必要な撤去費（解体・運搬・処分費）と再調達価格または修繕費を求める |

※被害を把握するタイミングによって、再調達価格や修繕費の見積が困難な場合が想定されるため、把握可能な範囲において概算価格等にて把握しても差し支えないものとする。

その場合の記入方法として、業者の見積の場合：(見)、取得価格の場合：(取)、概算の場合：(概)と表記して区分することとする。

なお、構築物は建物と一体となった建物付属設備（電気、給排水、衛生、空調等の各設備）は非住家被害とし、塀門扉、橋梁、舗装設備（建物と分離された看板塔等を含む）は商工被害とするが、いずれも事業の復旧に必要な資産のみを対象とする。

<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

①相談窓口の開設

商工会は、市と協議のうえ、安全性が確認された場合において相談窓口を開設する。また、国・

県から相談窓口設置に関して特別の要請があった場合これに従うものとする。

②地区内小規模事業者の被害状況の確認について

災害発生後の時間経過とともに、下記の通り、必要とされる調査等を円滑に実施する。

地区内小規模事業者等の被害状況は、下記の通り、被害対象物、被害額等の詳細を確認する。

■時間経過とともに必要となる被害調査等

| 段階 | 時間経過 | 被害調査の内容 | 確認の方法 |
|----|-------------------|---|--------------------------------|
| 1 | 災害発生後 ～2日程度 | 安否・人的被害の確認調査 (生存・行方不明・負傷等) | 役職員を対象に携帯電話等による聞き取り |
| | | 大まかな被害の確認調査(職員の参考可否・居住地周辺被害状況) | 役職員や被災区域の事業者を中心として携帯電話等による聞き取り |
| 2 | 安全確認後 ～7日程度 | 直接被害の確認調査 (非住家被害-事業用建物・商工被害-建物以外の被害) | 地区内小規模事業者等を対象に巡回訪問による聞き取り |
| | | 間接的な大まかな確認調査 (再開可否、商品原材料調達状況、風評等) | |
| 3 | 災害発生3日後 ～14日程度 | 経営課題の把握調査 (事業再開、資金繰り、保険請求手続き等) | 地区内小規模事業者等を対象に巡回訪問・相談窓口による聞き取り |
| | | 間接被害の確認 (売上減、経費増、風評被害等) | |

③被災事業者施策の周知について

応急時に有効な被災事業者施策（国・県・市等の施策）について、巡回訪問をはじめとして、会報、ホームページ、説明会等により地区内小規模事業者等へ周知する。

【被災備忘】令和元年10月13.14.日台風19号の被災時

- ・静岡県弁護士会の被災個別相談会が被災1週間後に開催一事業所用のグループ補助金等の説明あり
- ・静岡県が激甚災害指定から外れる一群補助金が適用外となる。
但し、自治体連携型補助金の適用。説明会と受付開始（静岡県より）
- ・持続化補助金台風19号型の施策、説明会と申請開始

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ①県の方針に従って、復旧・復興支援の方向性を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ②被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県・県連等に相談する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

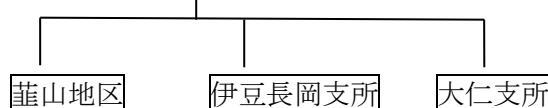
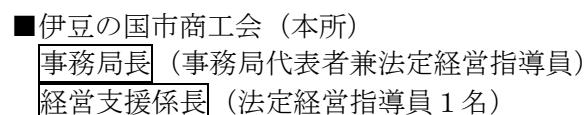
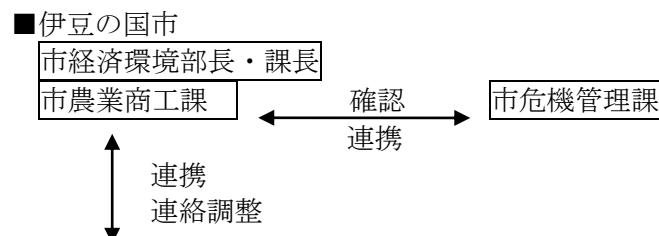
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和3年12月現在)

(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等）

○実施体制



商工業者数 2,299
小規模事業者数 2,002
(平成28年度経済センサス)

| | |
|------------------|----|
| 事務局代表者兼（法定）経営指導員 | 1名 |
| （法定）経営指導員 | 3名 |
| 経営支援員 | 5名 |
| 一般職員（再雇用・嘱託職員） | 1名 |
| 10名 | |

(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

(伊豆の国市商工会)

■氏名 松下泰孝、西家 満、山本泰平、日吉 渉

■連絡先は後述(3)①参照

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

商工会の法定経営指導員を中心として、本計画の具体的な取り組みや実行を行うものとし、隨時、小規模事業者に対する災害リスクの周知をはじめBCPの策定支援事業等の進捗状況を管理し、四半期ごとに進捗状況を共有する。

また、他の職員に対しては、指導及び助言を行いながら、目標達成に向けた進捗管理、事業の評価・見直しを実施する。

市とは年1回会議を開催し、状況確認や改善点等を協議しフォローアップする。

(3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先

①商工会／商工会議所

(伊豆の国市商工会本所)

〒410-2123 静岡県伊豆の国市四日町 290

電話 055-949-3090 FAX 055-949-2740

E-mail izunokuni@dolphin.ocn.ne.jp

②関係市町

伊豆の国市

経済環境部 農業商工課

〒410-2315 静岡県伊豆の国市田京 299-6

電話 0558-76-8003 FAX 0558-76-5499

E-mail nousin@city.izunokuni.shizuoka.jp

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--|-------|-------|-------|-------|-------|
| 必要な資金の額 | 400 | 400 | 400 | 400 | 400 |
| ①専門家派遣 (個別相談会用) 1回分 ・専門家謝金・旅費 ・会議費 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |
| ②会議運営費 1回分 ・専門家謝金・旅費 ・会議費 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |
| ③セミナー開催費 1回分 ・専門家謝金・旅費 ・会議費 ・広告料 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 |
| ④パンフチラシ作成費 ・ポスター、チラシ 印刷費 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

| 調達方法 |
|--|
| 1. 会費収入、2. 伊豆の国市補助金、3. 静岡県補助金、4. 事業収入等 |

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

| 連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名 | | | |
|---|--------------------|------------------------|--------------------|
| 1. ①あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 沼津支店 支店長 出原 敬 〒410-0057 静岡県沼津市高沢町6-5／電話番号 055-926-6010 ②東京海上日動火災保険株式会社 執行役員 静岡支店 支店長 垣谷直人 〒420-0852 静岡県静岡市紺屋町17-1 葵タワー13階／電話番号 054-254-0019 | | | |
| 2. 静岡県BCPコンサルティング協同組合 理事長 高橋義久 〒424-0038 静岡県静岡市清水区西久保283-2／電話番号 054-367-2667 | | | |
| 連携して実施する事業の内容 | | | |
| 1. ①あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 BCP策定セミナーの開催（集団）、BCP関連の損害保険の周知 ②東京海上日動火災保険株式会社 小規模事業者に対する災害リスクの周知および対策としての損害保険の周知、 小規模事業者のBCP策定、事業継続力強化計画認定支援（セミナー参加事業所等） | | | |
| 2. 静岡県BCPコンサルティング協同組合 小規模事業者のBCP策定支援（個別）、公的支援施策の周知 | | | |
| 連携して事業を実施する者の役割 | | | |
| 1. ①あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 セミナーの企画・運営、講師の派遣、損害保険加入に関する相談、加入勧奨 ②東京海上日動火災保険株式会社 ハザードマップ・無料安否確認ツール提供、ビジネス総合保険等の相談・加入勧奨、 保険代理店による個別支援、セミナー講師派遣 | | | |
| 2. 静岡県BCPコンサルティング協同組合 BCP策定に関する専門家個別相談、小規模事業者に役立つ施策等の最新情報の提供 上記の事業連携により、小規模事業者への迅速な情報提供や事業者への意識改革、BCP計画の策定が可能となり、早期の事業復興を支援することができる。 | | | |
| 連携体制図等 | | | |
| <table border="1"> <tr> <td>あいおいニッセイ同和損害保険(株) 沼津支店</td> <td>東京海上日動火災保険(株) 静岡支店</td> </tr> </table> <pre> graph TD A[あいおいニッセイ同和損害保険(株) 沼津支店] <--> B[東京海上日動火災保険(株) 静岡支店] C[伊豆の国市商工会] <--> D[小規模事業者] C <--> E[静岡県BCPコンサルティング協同組合] style A fill:#e0f2e0 style B fill:#e0f2e0 style C fill:#e0f2e0 style D fill:#e0f2e0 style E fill:#e0f2e0 </pre> <p>The diagram illustrates the collaboration framework. At the top, two boxes represent insurance companies: 'あいおいニッセイ同和損害保険(株) 沼津支店' and '東京海上日動火災保険(株) 静岡支店'. Below them, a central box labeled '伊豆の国市商工会' (Izu no Kuni Chamber of Commerce) is connected to two other boxes: '小規模事業者' (Small Business Owners) and '静岡県BCPコンサルティング協同組合' (Shizuoka Prefecture BCP Consulting Association). Double-headed arrows connect all four boxes, indicating a two-way relationship between each pair. Additionally, there is a vertical double-headed arrow between the insurance companies and the chamber, labeled '(連携)'.</p> | | あいおいニッセイ同和損害保険(株) 沼津支店 | 東京海上日動火災保険(株) 静岡支店 |
| あいおいニッセイ同和損害保険(株) 沼津支店 | 東京海上日動火災保険(株) 静岡支店 | | |